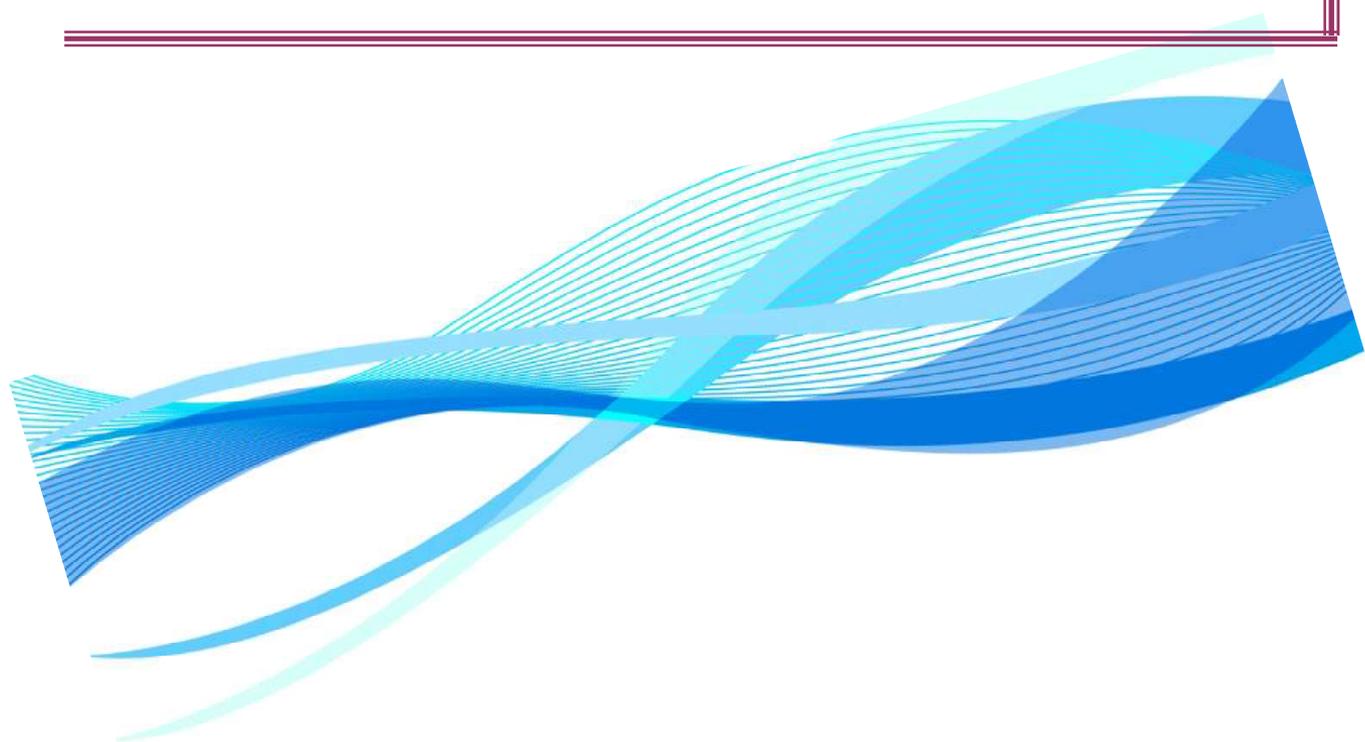




新型コロナウイルス等対策行動計画



平成26年6月30日

恵庭市

目 次

はじめに	1
第1章:総論	5
1. 新型インフルエンザ等対策の基本方針	5
1-1. 対策の目的及び基本的な戦略	5
1-2. 対策の基本的な考え	6
1-3. 対策実施上の留意点	7
2. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等	8
2-1. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定について	8
2-2. 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響について	9
3. 対策推進のための役割分担	9
3-1. 国の役割	9
3-2. 地方公共団体の役割	10
3-3. 医療機関の役割	10
3-4. 指定(地方)公共機関の役割	10
3-5. 登録事業者	11
3-6. 一般の事業者	11
3-7. 市民	11
4. 対策の基本項目	14
(1)実施体制	14
(2)情報提供・共有	15
(3)まん延防止に関する措置	15
(4)予防接種	16
(5)医療	22
(6)市民の生活及び地域経済の安定に関する措置	24
5. 発生段階	24
発生段階の考え方	24
第2章:各論	27
【未発生期】	27
(1)実施体制	27
(2)情報提供・共有	28
(3)まん延防止に関する措置	28

(4) 予防接種	29
(5) 医療	30
(6) 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置	30
【海外発生期】	32
(1) 実施体制	32
(2) 情報提供・共有	33
(3) まん延防止に関する措置	33
(4) 予防接種	34
(5) 医療	35
(6) 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置	35
【国内発生早期】	36
(1) 実施体制	36
(2) 情報提供・共有	37
(3) まん延防止に関する措置	37
(4) 予防接種	38
(5) 医療	39
(6) 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置	40
【国内感染期】	41
(1) 実施体制	42
(2) 情報提供・共有	42
(3) まん延防止に関する措置	43
(4) 予防接種	43
(5) 医療	44
(6) 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置	45
【小康期】	47
(1) 実施体制	47
(2) 情報提供・共有	47
(3) まん延防止に関する措置	48
(4) 予防接種	48
(5) 医療	49
(6) 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置	49
(参考) 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策	50
(参考) 恵庭市新型インフルエンザ等対策本部条例	53
【用語解説】	54

1. 国における取組

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生しています。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されています。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性があります。国では、これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があるとしています。

このため、国では、平成 24 年 4 月に、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）を制定し、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定め、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図ることとしています。

2. 北海道における取組の経緯

国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザに係る対策について、平成 17 年（2005 年）11 月に、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定を行ってきました。その後、平成 20 年（2008 年）に、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 30 号。）」で新型インフルエンザ対策の強化が図られたことや平成 21 年（2009 年）に国内でも大流行となった新型インフルエンザ（A/H1N1）への対応において、多くの知見や教訓等が得られたことを受け、平成 21 年（2009 年）2 月及び平成 23 年（2011 年）9 月に抜本的な改定を行いました。

一方、北海道では、これまでも家畜伝染病予防法に基づき、家きん飼育農場に対する鳥インフルエンザの発生防止対策や異常家きん等の早期発見、早期通報などの動物に関する取組みを行うほか、「感染症の予防の総合的推進を図るための基本的な指針」に基づき、新型インフルエンザの発生に備えた治療薬の確保などに努めてきました。

また、国において、平成 17 年（2005 年）11 月に「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定したことを受け、道としても国の行動計画を基本として、同年 12 月に「北海道新型インフルエンザ対策行動計画」を策定するとともに、平成 21 年 5 月には、国が行動計画を全面的に見直したことを踏まえ、道の行動計画の抜本的改定を行いました。

さらに、平成 21 年に道内でも大流行した新型インフルエンザ(A/H1N1)において講じた対策について、弱毒性の新型インフルエンザが発生した場合と強毒性の新型インフルエンザが発生した場合における課題の整理やその改善方向を検討するとともに、今後の新型インフルエンザの発生に備え、国への効果的な対応策の提言を目的として、「北海道新型インフルエンザ対応検証報告書」を策定するなど、新型インフルエンザに関する取組を進めてきました。

道は、特措法第7条に基づき、政府が作成した「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(平成 25 年(2013 年)6 月 7 日)(以下「政府行動計画」という。)を基本とし、「北海道感染症危機管理対策協議会」やパブリックコメントにより道民の意見を聴いた上で、「北海道新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「道行動計画」という。)を作成しました。道行動計画は、道における新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や道が実施する措置等を定めるとともに、市町村が市町村行動計画を、指定地方公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めています。

3. 市町村行動計画の作成

恵庭市は、特措法第 8 条に基づき、政府が作成した「政府行動計画」及び北海道が作成した「道行動計画」を基本とし、恵庭市保健センター運営協議会やパブリックコメントにより市民の意見を聴いた上で、「恵庭市新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「行動計画」という。)を作成しました。

この行動計画は、本市における新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や本市が実施する措置等を定めるとともに、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものです。

行動計画の対象とする感染症(以下「新型インフルエンザ等」という。)は、以下のとおりです。

- ・ 感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症(以下「新型インフルエンザ」という。)
- ・ 感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

なお、鳥インフルエンザ(鳥から人に感染したもの)は特措法の対象ではありませんが、関連する事案として、国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対応について、参考として「国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策」で示します。

また、行動計画は、政府及び北海道が新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見や新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じて改訂する政府行動計画及び道行動計画に対応して、必要な変更を行うこととします。

◎新型インフルエンザ等対策特別措置法(抄)

[平成 24 年法律第 31 号]

(市町村行動計画)

第八条 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を作成するものとする。

2 市町村行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項

二 市町村が実施する次に掲げる措置に関する事項

イ 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供

ロ 住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置

ハ 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

三 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項

四 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、市町村行動計画を作成する場合において、他の地方公共団体と関係がある事項を定めるときは、当該他の地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。

4 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、都道府県知事に報告しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けた市町村行動計画について、必要があると認めるときは、当該市町村長に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

6 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

7 第六条第五項及び前条第七項の規定は、市町村行動計画の作成について準用する。

8 第三項から前項までの規定は、市町村行動計画の変更について準用する。

◎感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(抄)
(感染症法)

[平成 10 年法律第 114 号]

(定義)

第六条 この法律において「感染症」とは、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症をいう。

(略)

7 この法律において「新型インフルエンザ等感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

一 新型インフルエンザ(新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。)

二 再興型インフルエンザ(かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。)

(略)

9 この法律において「新感染症」とは、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

第1章：総論

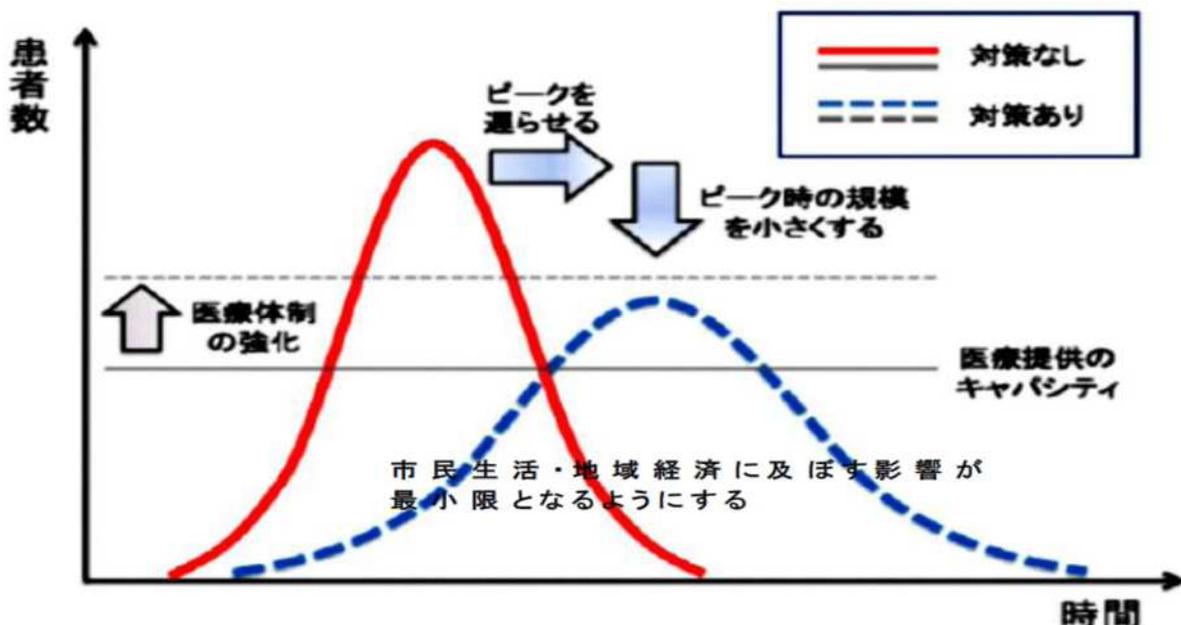
1. 新型インフルエンザ等対策の基本方針

1-1. 対策の目的及び基本的な戦略

政府行動計画では、新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能であるとしています。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられ、病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、国民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねないものであり、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を国家の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、対策を講じていく必要があるとしており、本市としても、国及び道と緊密に連携し、国及び道と同様に次の2点を主たる目的として対策を進めます。

- 1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護します。
 - ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備のための時間を確保します。
 - ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、患者が適切な医療を受けられるようにします。
 - ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らします。
- 2) 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにします。
 - ・ 地域での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らします。
 - ・ 関係機関が事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供又は市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努めます。

【対策の効果 概念図】



1-2. 対策の基本的な考え

政府行動計画では、新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置くとともに、過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえ、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねないとしています。また、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものとしています。国としては、科学的知見及び各国の対策も視野に入れながら、地理的な条件、大都市への人口集中、交通機関の発達度等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととし、その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、一連の流れをもった戦略を確立するとしています。なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが国民生活及び国民経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するものうちから、実施すべき対策を選択し決定することとしています。

本市としても、こうした国の基本的考え方を踏まえながら、新型インフルエンザ等対策に取り組むこととします。以下は政府行動計画に即した基本的考え方です。

(恵庭市の取組みの考え方)

- 発生前の段階では、水際対策への協力、地域における医療体制の整備、ワクチンの供給体制の整備、市民に対する啓発や市・企業による業務計画等の策定など、発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要です。
- 市内の発生当初の段階では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講じます。
- 国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施しますが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとします。

また、状況の進展に応じて、必要性が低下した対策については、その縮小・中止を図るなど見直しを行うこととします。
- 市内で感染が拡大した段階では、市は、道、事業者等と相互に連携して、医療の確保や市民生活・地域経済の維持のために最大限の努力を行う必要がありますが、社会が緊張し、いろいろな事態が生じることが想定されます。あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられるため、社会の状況を的確に把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められることとなります。
- 事態によっては、地域の実情等に応じて、市は道と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようし、医療機関も含めた現場が動きやすくなるよう配慮・工夫を行います。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、特措法に基づき、不要不急の外出自粛等の要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など、医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組みあわせて総合的に行うことが必要です。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要です。

事業者の従業員の罹患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけることも必要です。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、市、指定地方公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要です。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となります。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高いSARSのような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要です。

1-3. 対策実施上の留意点

市又は指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等発生に備えるとともに、発生した時には、特措法その他の法令、行動計画及び業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期すこととします。この場合において、次の点に留意します。

① 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、医療関係者への医療等の実施の要請、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送、特定物資の売渡しの要請等の実施に当たって、道民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとし、

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とします。

② 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されています。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する必要があります。

③ 関係機関相互の連携協力の確保

恵庭市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）は、北海道新型インフルエンザ等対策本部（以下「道対策本部」という。）と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進します。

対策本部長は、必要な場合、道対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請します。

④ 記録の作成・保存

市は、発生した段階で、対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表することとします。

2. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

2-1. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定について

新型インフルエンザは、発熱、咳（せき）といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられますが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念されます。

新型インフルエンザ発生時の流行規模は、発生した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力の強さ等に左右されるため、現時点でそれを完全に予測することは難しい現状にありますが、政府行動計画では、有効な対策を考える上で、被害想定として、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に患者数等の流行規模に関する数値を置いており、これを本市の人口比（約 0.05%）で算出すると、全国、道及び本市の被害想定は次のようになります。

【被害想定表】（全人口の 25%が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合）

項目		恵庭市	北海道	全国
受診者数		約 6,500 人 ～約 12,500 人	約 55 万 9 千人 ～約 107 万 5 千人	約 1,300 万人 ～約 2,500 万人
中等度 （アジアインフルエンザ等程度の致死率:0.53%）	入院患者数 （1日当たり最大）	約 270 人 （約 50 人）	約 2 万 3 千人 （約 4 千 3 百人）	約 53 万人 （約 10.1 万人）
	死亡者数	約 90 人	約 7 千人	約 17 万人
重度 （スペインインフルエンザ程度の致死率:2.0%）	入院患者数 （1日当たり最大）	約 1,000 人 （約 200 人）	約 8 万 6 千人 （約 1 万 7 千人）	約 200 万人 （約 39.9 万人）
	死亡者数	約 320 人	約 2 万 8 千人	約 64 万人

※恵庭市の人口を約69,000人とし被害を想定しています。

- ・ これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要があります。
- ・ 被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととします。
- ・ 未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難ですが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があります。併せて特措法の対象とされたところです。そのため、新型インフルエンザ等感染症の発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなることから、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要があります。

2-2. 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響について

政府行動計画では、新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定されるとしています。

- ・ 国民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次罹患します。罹患者は1週間から10日間程度罹患し、欠勤。罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰します。
- ・ ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身の罹患のほか、家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定されます。

3. 対策推進のための役割分担

対策を推進するため、政府行動計画及び道行動計画に準じ、本市に係る関係機関等は、次の役割を担うこととします。

3-1. 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有しています。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHOその他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国

との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努めます。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進します。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておきます。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進します。

その際、国は、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きながら、対策を進めます。

3-2. 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有します。

【道】

道は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し、的確な判断と対応に努めます。

【恵庭市】

市町村は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施します。対策の実施に当たっては、道や近隣の市町村と緊密な連携を図ることとし、特に次の点に留意して対応します。

- ・市民への周知・啓発により、感染予防、感染拡大防止等に関する意識の向上を図ること。
- ・市民への適切な情報の提供や相談体制の整備により、健康被害の抑制や精神的不安の解消に努めること。
- ・高齢者や障がい者世帯等生活面で孤立する恐れのある社会的弱者への対応に努めること。
- ・市内各部において業務継続のための体制を整備し、必要最小限の行政サービスを維持するよう努めること。
- ・道からの要請に応じて医療対策に努めること。

3-3. 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等

患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められます。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定や地域における医療連携体制の整備を進めることが重要です。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努めるものとします。

3-4. 指定(地方)公共機関の役割

指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有します。

3-5. 登録事業者

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染予防策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要であり、新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努めます。

3-6. 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染防止策を行うことが求められます。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれます。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められます。

3-7. 市民

新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努めます。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努めます。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努めます。

(特定接種)

第二十八条 政府対策本部長は、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、次に掲げる措置を講ずるよう指示することができる。

- 一 医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの(第三項及び第四項において「登録事業者」という。)のこれらの業務に従事する者(厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。)並びに新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員に対し、臨時に予防接種を行うこと。
 - 二 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員に対し、臨時に予防接種を行うよう、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村の長に指示すること。
- 2 前項の規定による指示をする場合には、政府対策本部長は、予防接種の期間を指定するものとする。
- 3 厚生労働大臣は、第一項の規定による指示に基づき行う予防接種(以下この条及び第三十一条において「特定接種」という。)及び同項第一号の登録の実施に関し必要があると認めるときは、官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は登録事業者その他の関係者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。
- 4 厚生労働大臣は、特定接種及び第一項第一号の登録の円滑な実施のため必要があると認めるときは、登録事業者、都道府県知事、市町村長及び各省各庁の長(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。)に対して、労務又は施設の確保その他の必要な協力を求めることができる。この場合において、協力を求められた登録事業者、都道府県知事及び市町村長は、正当な理由がない限り、協力を拒んではならない。
- 5 厚生労働大臣が行う特定接種は、予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第六条第一項の規定による予防接種とみなして、同法(第十二条第二項、第二十六条及び第二十七条を除く。)の規定を適用する。この場合において、同法第七条及び第八条中「市町村長又は都道府県知事」とあり、並びに同法第十五条第一項、第十八条及び第十九条第一項中「市町村長」とあるのは「厚生労働大臣」と、同法第十五条第一項中「当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等」とあるのは「その行う臨時の予防接種」と、「当該定期の予防接種等」とあるのは「当該予防接種」と、同法第二十五条第一項中「市町村(第六条第一項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村)」とあり、及び同条第二項中「市町村」とあるのは「国」とする。
- 6 都道府県知事が行う特定接種は、予防接種法第六条第一項の規定による予防接種とみなして、同法(第二十六条及び第二十七条を除く。)の規定を適用する。この場合において、同法第十五条第一項、第十八条及び第十九条第一項中「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と、同法第十五条第一項中「当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等」とあるのは「その行う臨時の予防接種」と、「当該定期の予防接種等」とあるのは「当該予防接種」と、同法第二十五条第一項中「市町村(第六条第一項の規定

による予防接種については、都道府県又は市町村)」とあり、及び同条第二項中「市町村」とあるのは「都道府県」とする。

- 7 市町村長が行う特定接種は、予防接種法第六条第一項の規定による予防接種とみなして、同法（第二十六条及び第二十七条を除く。）の規定を適用する。この場合において、同法第十五条第一項中「当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等」とあるのは「その行う臨時の予防接種」と、「当該定期の予防接種等」とあるのは「当該予防接種」と、同法第二十五条第一項中「市町村（第六条第一項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村）」とあるのは「市町村」とする。

4. 対策の基本項目

新型インフルエンザ等の発生時には、発生状況や実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努めます。

行動計画では、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護します」こと及び「市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにします」ことを達成するため、以下の6つの項目で対策を進めます。

- (1) 実施体制
- (2) 情報提供・共有
- (3) まん延防止に関する措置
- (4) 予防接種
- (5) 医療
- (6) 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

各項目の対策については、「第2章：各論」において発生段階ごとに記述しますが、横断的な留意点等については以下のとおりです。

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要があります。

このため、市町村は都道府県及び他の市町村と相互に連携を図り、一体となった取組を行うことが求められています。

新型インフルエンザ等が発生する前においては、庁議等平時における会議体の枠組みを通じ、事前準備の進捗を確認し、庁内関係部局等の連携を確保しながら、庁内が一体となった取組みを推進します。さらに、関係部局等においては、道や事業者との連携を強化し、発生時に備えた準備を進めます。

新型インフルエンザ等が発生した場合は、政府対策本部（本部長：内閣総理大臣）及び知事を本部長とする道対策本部の設置に併せ、対策本部の設置を視野に入れ庁内関係部局・関係機関が一体となった対策の推進に努めます。

さらに、国において、国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認めて特措法に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）が行われたときは、対策本部を設置し、必要な措置を講ずることとします。

また、新型インフルエンザ等対策は、幅広い分野にまたがる専門的知見が求められる対策であることから、発生時には、医学・公衆衛生の学識経験者の意見を適宜適切に聴取することとします。

(2) 情報提供・共有

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供します。こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関する周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生した時に市民に正しく行動してもらう上で必要です。特に、児童生徒等に対しては、学校は集団感染が発生しやすいなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要です。

情報の提供に当たり市民は、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、情報が届きにくい人にも配慮し、多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行います。このため、媒体の活用に加え、市から直接情報提供を行う手段として、ホームページを最大限活用します。

また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること(感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと)、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要です。

更には、政府行動計画では、国は、国民の情報収集の利便性向上のため、関係省庁の情報、地方公共団体の情報、指定公共機関の情報などを、必要に応じて、集約し、総覧できるサイトを設置するとしていることから、市としても市民の情報収集の利便性の向上のため、国が設置するサイトを活用します。

(3) まん延防止に関する措置

① まん延防止の目的

新型インフルエンザ等の感染拡大防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながります。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内におさめることにつながります。

個人対策や地域対策、職場対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせますが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行います。

② 個人における対策

個人における対策については、市内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力(健康観察、外出自粛の要請等)等の感染症法に基づく措置を行うとともに、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人込みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促します。

また、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要に応じ道から不要不急の外出

自肅要請等が行われたときは、その要請に応じ協力します。

③地域・職場における対策

地域対策・職場対策については、市内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染予防策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染防止対策をより強化して実施します。

また、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要に応じ道から施設の使用制限の要請等が行われたときは、その要請に応じ協力します。

④その他対策

国では、新型インフルエンザ等が海外で発生した際には、その状況に応じた感染症危険情報の発出、査証措置（審査の厳格化、発給の停止）、港湾管理者の協力のもと、外国からの船舶入港情報の収集、入国者の検疫強化（隔離・停留等）、検疫飛行場及び検疫港の集約化、航空機や船舶の運航自肅の要請等の水際対策を実施するとしています。

また、感染症には潜伏期間や不顕性感染などがあることから、ある程度の割合で感染者は入国し得るため、国内での患者発生に備えて体制の整備を図ることが必要であるとしており、市としてもこうした水際対策への協力要請等が行われたときは、その要請に応じ協力するとともに、市内での患者発生に備えた体制整備に努めます。

(4) 予防接種

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながります。

市では、国及び道と連携し、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめ、また、市内における医療やライフライン等社会機能維持のため、特措法第 28 条に基づく特定接種や特措法第 46 条又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づく住民への予防接種を行います。

ア) 特定接種

Ⅰ) 特定接種について

特定接種とは、特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいいます。

Ⅱ) 特定接種の対象について

特定接種の対象となり得る者は、次のとおりとなっています。

- ①「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

国では、特定接種については、基本的には住民接種よりも先に開始されるものであることを踏まえれば、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならないとしています。

このうち「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」について、特措法上の公益性・公共性が認められるのは、国及び地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定(地方)公共機関制度であり、この制度を中心として特定接種の対象業務を定めるとしています。具体的には、指定(地方)公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当するとしています。

また、この指定(地方)公共機関制度による考え方には該当しませんが、政府行動計画では特例的に国民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造・小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加されています。

Ⅲ)特定接種の接種順位について

特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、次の順とすることが基本とされています。

a.医療関係者

b.新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員

c.指定(地方)公共機関制度を中心とする基準による事業者(介護福祉事業者を含む。)

d.それ以外の事業者

実際に新型インフルエンザ等が発生した場合の接種総枠、対象、接種順位その他の関連事項については、国の基本的対処方針により決定されるとともに、接種すべきワクチンについても状況に応じて決定されることとなります。

市としては、国が決定した事項を把握するとともに、道と連携し、市職員の対象者に対して接種を行います。

Ⅳ)特定接種の接種体制について

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国を実施主体として、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員については、市を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図ることが求められます。特に、登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、接種体制の構築を登録要件とされています。

イ)住民接種

I)住民接種について

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組ができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条の規定(臨時の予防接種)による予防接種を行うこととなります。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定(新臨時接種)に基づく接種を行うこととなります。

II)住民接種の接種順位について

政府行動計画では、住民接種の接種順位については、以下の4つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本としております。

なお、事前に下記のような基本的な考え方を整理しておりますが、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて決定するとしています。

- ①医学的ハイリスク者:呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
 - ・基礎疾患を有する者
 - ・妊婦
- ②小児(1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。)
- ③成人・若年者
- ④高齢者:ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群(65歳以上の者)

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられますが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する(特措法第46条2項)と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、政府行動計画では、以下のような基本的な考え方を踏まえ決定することとしています。

- 1)重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方
 - a 成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
 - ・医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定
 - ①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者
 - b 高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
 - ・医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定
 - ①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者
 - c 小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

・医学的ハイリスク者＞小児＞高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定

①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

2) 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

a 成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

・医学的ハイリスク者＞成人・若年者＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定

①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者

b 高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

・医学的ハイリスク者＞高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定

①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者

3) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方

a 成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

・成人・若年者＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定

①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者

b 高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

・高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定

①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

Ⅲ) 住民接種の接種体制について

住民に対する予防接種については、市を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう道と連携し接種体制の構築を図ることとします。

Ⅳ) 留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民に対する予防接種」の二つの予防接種全体の実施のあり方については、政府対策本部において、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて総合的に判断し、決定することとされており、市としても、道と連携しながら、適切な接種体制の構築に努めます。

Ⅴ) 医療関係者に対する要請

道は、国と連携し、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力を要請又は指示(以下「要請等」という。)を行うこととしていることから、市長は、特定接種を行うため必要があると認めるときは、知事に対し、特措法第31条第5項の規定に基づき、医療関係者に対して要請等を行うよう求めるものとします。

(医療等の実施の要請等)

第三十一条 都道府県知事は、新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる 正当な理由のある者(以下「患者等」という。)に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師その他の政令で定める医療関係者(以下「医療関係者」という。)に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して、当該患者等に対する医療を行うよう要請することができる。

2 厚生労働大臣及び都道府県知事は、特定接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して、当該特定接種の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。

3 医療関係者が正当な理由がないのに前二項の規定による要請に応じないときは、厚生労働大臣及び都道府県知事は、患者等に対する医療又は特定接種(以下この条及び第六十二条第二項において「患者等に対する医療等」という。)を行うため特に必要があると認めるときに限り、当該医療関係者に対し、患者等に対する医療等を行うべきことを指示することができる。この場合においては、前二項の事項を書面で示さなければならない。

4 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前三項の規定により医療関係者に患者等に対する医療等を行うことを要請し、又は患者等に対する医療等を行うべきことを指示するときは、当該医療関係者の生命及び健康の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じなければならない。

5 市町村長は、特定接種を行うため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第二項又は第三項の規定による要請又は指示を行うよう求めることができる。

(住民に対する予防接種)

第四十六条 政府対策本部は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると 認めるときは、基本的対処方針を変更し、第十八条第二項第三号に掲げる重要事項として、予防接種法第六条第一項の規定による予防接種の対象者及び期間を定めるものとする。

2 前項の規定により予防接種法第六条第一項の規定による予防接種の対象者を定めるに当たっては、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に及ぼす影響並びに国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮するものとする。

3 第一項の規定により基本的対処方針において予防接種法第六条第一項の規定による予防接種の対象者及び期間が定められた場合における同法の規定の適用については、同項中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「行い、又は市町村長に行うよう指示する」とあるのは「行う」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知 事を通じ市町村長」と、同法第二十五条第一項中「市町村(第六条第一項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村)」とあるのは「市町村」とする。

- 4 前項に規定する場合においては、予防接種法第二十六条及び第二十七条の規定は、適用しない。
- 5 市町村長は、第三項の規定により読み替えて適用する予防接種法第六条第一項の規定による予防接種の円滑な実施のため必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び都道府県知事に対して、物資の確保その他の必要な協力を求めることができる。この場合において、協力を求められた指定行政機関の長及び都道府県知事は、正当な理由がない限り、協力を拒んではならない。
- 6 第三十一条第二項から第五項までの規定は、第三項の規定により読み替えて適用する予防接種法第六条第一項の規定による予防接種について準用する。この場合において、第三十一条第二項から第四項までの規定中「厚生労働大臣及び都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

※特措法第 28 条は、P12 を参照願います。

◎予防接種法(抄)

[昭和 23 年法律第 68 号]

(臨時に行う予防接種)

- 第六条 都道府県知事は、A類疾病及びB類疾病のうち厚生労働大臣が定めるものまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、臨時に予防接種を行い、又は市町村長に行うよう指示することができる。
- 2 厚生労働大臣は、前項に規定する疾病のまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、同項の予防接種を都道府県知事に行うよう指示することができる。
 - 3 厚生労働大臣は、B類疾病のうち当該疾病にかかった場合の病状の程度を考慮して厚生労働大臣が定めるものまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、政令の定めるところにより、都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行うよう指示することができる。この場合において、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で円滑に当該予防接種が行われるよう、当該市町村長に対し、必要な協力をするものとする。

(5) 医療

(ア) 医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素です。また、健康被害を最小限にとどめることは、市内の社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながります。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されますが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要です。

特に、地域医療体制の整備に当たっては、新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行うこととなる医療機関である指定（地方）公共機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集が必要です。

(イ) 発生前における医療体制の整備について

道は、二次医療圏等の圏域を単位とし、道立保健所を中心として（二次医療圏に保健所設置市がある場合は、当該市と道立保健所が連携して）郡市医師会、地域薬剤師会、地域の中核的医療機関（独立行政法人国立病院機構の病院、大学附属病院、公立病院等）を含む医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を活用するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた医療体制の整備を推進するとともに、あらかじめ帰国者・接触者外来を設置する医療機関や公共施設等のリストを作成し設置の準備を行い、さらに保健所等における帰国者・接触者相談センターの設置の準備を進めることとしています。

市としても、千歳保健所及び恵庭市医師会（以下「市医師会」という。）と連携しながら、市民の受診環境の整備に努めます。

(ウ) 発生時における医療体制の維持・確保について

道は、新型インフルエンザ等の国内発生早期には、医療の提供は、患者の治療とともに、感染対策としても有効である可能性があることから、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等を感染症指定医療機関等に入院させることとしており、このため感染症病床等の利用計画を事前に策定するよう努めることとしています。

また、国内発生早期では、新型インフルエンザ等の臨床像に関する情報は限られていることから、サーベイランスで得られた情報を最大限活用し、発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に有用な情報を医療現場に迅速に還元することとしており、市としても、道から情報収集や提供に関する協力要請等が行われたときは、その要請に応じ協力します。

さらに、新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、国内で新型インフルエンザ等が拡がる

前の段階までは各地域に「帰国者・接触者外来」を確保して診療を行うこととしていますが、新型インフルエンザ等の患者は帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることを踏まえて対応する必要があることから、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い院内での感染防止に努めるとともに、医療従事者は、マスク・ガウン等の個人防護具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うこととしており、市としても、道から協力要請等が行われたときは、その要請に応じ適宜協力します。

また、「帰国者・接触者相談センター」を設置し、その周知を図るとともに、帰国者・接触者外来等の地域における医療体制については、一般的な広報によるほか「帰国者・接触者相談センター」から情報提供を行うこととしており、市としても「帰国者・接触者相談センター」に関する情報の市民周知を行い、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の対応に協力します。

帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも患者が見られるようになった場合等には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替え、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分け、医療体制の確保を図ることとしており、その際、感染症指定医療機関等以外の医療機関や臨時の医療施設等に患者を入院させることができるよう、事前に、その活用計画を策定する必要があるとしています。また、在宅療養の支援体制を整備しておくことも重要としています。このことから、市としても、道から協力要請等が行われたときは、その要請に応じ適宜協力します。

医療の分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、市町村を通じた連携だけではなく、日本医師会・北海道医師会・学会等の関係機関のネットワークの活用が重要としていることから、市としても市医師会と連携しながら情報の共有に努めます。

(エ) 医療関係者に対する要請・指示、補償

知事は、新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師等その他政令で定める医療関係者に対し、医療を行うよう要請等を行い、国と連携して、要請等に応じて患者等に対する医療を行う医療関係者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償することとしており、医療の提供の要請等に応じた医療関係者が、損害を被った場合には、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対して補償を行うこととしています。

市としても、これら道における対応の中で必要ある場合は、適宜協力します。

(オ) 抗インフルエンザウイルス薬等

○ 抗インフルエンザウイルス薬の確保

- ① 政府行動計画では、諸外国における備蓄状況や最新の医学的な知見等を踏まえ、国民の45%に相当する量を備蓄目標としており、道行動計画でも国の考え方に合わせ、引き続き、道民の45%に相当する抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ安定

的に備蓄し、その際、現在の備蓄状況や流通の状況等も勘案することとしています。
市としては、これらの状況を踏まえ、道の対応に適宜協力します。

②政府行動計画では、インフルエンザウイルス株によっては、現在、備蓄に占める割合が高いオセルタミビルリン酸塩(商品名:タミフル)に耐性を示す場合もあることから、抗インフルエンザウイルス薬耐性株の検出状況や臨床現場での使用状況等を踏まえ、今後、備蓄薬を追加・更新する際には、他の薬剤の備蓄割合を増やすことを検討することとしていることから、道行動計画においても、国の検討状況を踏まえ、適切な備蓄を行うこととしています。

市としては、これらの状況を踏まえ、道の対応に適宜協力します。

(6)市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

新型インフルエンザは、多くの市民が罹患し、流行が約8週間程度続くと言われてい
ます。また、本人の罹患や家族の罹患等により、市民生活及び地域経済の大幅な縮小
と停滞を招くとともに、公共サービスの中断や物資の不足により、最低限の市民生活を
維持することすらできなくなるおそれがあります。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等発生時に、国民生活及び国民経済への
影響を最小限とできるよう、国、地方公共団体、医療機関、指定(地方)公共機関及び
登録事業者は特措法に基づき事前に十分準備を行い、一般の事業者においても事前
の準備を行うことが重要であるとしており、道も道行動計画において十分な事前準備が
図られるよう努めるとともに、新型インフルエンザ等の発生に備え、各事業者において事
業継続計画を策定し、従業員や職場における感染対策、継続すべき重要業務の選定、
従業員の勤務体制などをあらかじめ定めることが有効としています。

このため、市としても、必要に応じて国や道と連携して各事業者に対する働きかけ等
を行うとともに、必要最小限の行政サービスを維持するため、業務継続計画の策定や、
市内でまん延した場合には、社会的弱者への生活支援、救急搬送体制の整備、死亡
時の対応などを実施します。

5. 発生段階

発生段階の考え方

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じてとるべき対応が異なることから、事
前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、予め発
生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要が
あります。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内で
の発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、我が国の実情に応じた戦略に即して5つ
の発生段階に分類しており、国全体での発生段階の移行については、WHOのフェーズの
引上げ及び引下げ等の情報を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政
府対策本部が決定することとしています。

また、道行動計画では、地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域で

の医療提供や感染拡大防止策等について、柔軟に対応する必要があることから、道は地域における発生段階を定め、その移行については、必要に応じて国と協議の上で判断することとしています。

これらを踏まえ、本市における発生段階は、国や道が定める段階に基づき、未発生期・海外発生期・国内発生早期・国内感染期・小康期の区分とし、新型インフルエンザ等の発生に際しては、道および近隣市町村と連携し、一体となった対策を講じるものとします。

なお、各発生段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、必ずしも段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、対策の内容は、発生段階のほかに、緊急事態宣言が出されているかどうかによっても変化することに留意する必要があります。

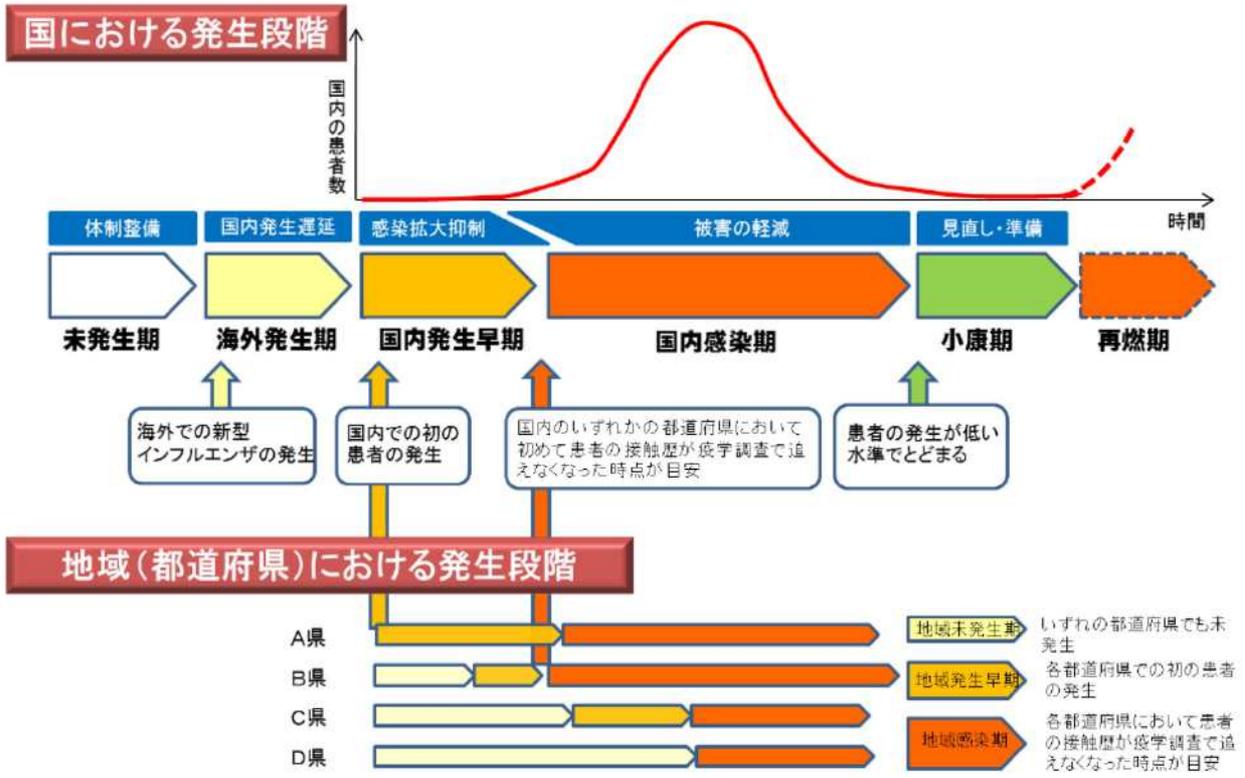
【発生段階】

段 階	状 態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階 ・地域未発生期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） ・地域発生早期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態）
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階 ・地域未発生期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） ・地域発生早期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態） ・地域感染期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態） ※感染拡大～まん延～患者の減少
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

【参考】

＜国及び地域（都道府県）における発生段階＞

地域での発生状況は様々であり、地域未発生期から地域発生早期、地域発生早期から地域感染期への移行は、都道府県を単位として判断



第2章：各論

以下、発生段階ごとに、対策の基本項目における個別の対策等を記載します。

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し実施することとします。

対策の実施方法等については、国が別に定めるガイドラインを参考にします。

未発生期

ア 状態

- ・新型インフルエンザ等が発生していない状態です。
- ・海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状態です。

イ 目的

- ・発生に備えて体制の整備を行います。
- ・国、道等からの情報収集等により、発生の早期確認に努めます。

ウ 対策の考え方

- ・新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、本行動計画等を踏まえ、道等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、事前の準備を推進します。
- ・新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行います。
- ・海外での新型インフルエンザ等の発生を早期に察知するため、国、道等からの情報収集等を行います。

(1)実施体制

①行動計画の策定と見直し

- ・特措法の規定に基づき、政府行動計画及び道行動計画を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画の策定を行い、必要に応じて見直しを行います。

②体制整備及び国・道等との連携強化

- ・市における取組体制を整備・強化するために、庁議等平時における会議体の枠組みを通じて、初動対応体制の確立や発生時に備えた業務継続計画の策定・見直し等を行います。
- ・道や他の市町村と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施します。

(2) 情報提供・共有

① 継続的な情報提供

- ・新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、市ホームページ等の各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行います。
- ・マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染予防策の普及を図ります。

② 体制整備等

- ・新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた市民への情報提供の内容(対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報の保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体を明確にすること)や、媒体等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておきます。
- ・一元的な情報提供を行うために、情報の集約など、分かりやすく継続的に提供する体制整備に努めます。
- ・常に情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供に活かす体制の構築に努めます。
- ・新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるため、国からの要請に基づいて保健センターに相談窓口を設置する準備を進めます。

(3) まん延防止に関する措置

① 個人における対策の普及

- ・感染予防のため、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、保健所等に設置される帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図ります。
- ・新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛要請の感染対策についての理解促進を図ります。

② 地域対策・職場対策の周知

- ・新型インフルエンザ等発生時に実施され得る個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図るための準備を行います。
- ・新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について、周知を図るための準備を行います。

③ 水際対策への協力

- ・国が実施する検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、道や他の市町村、その他関係機関との連携を強化します。

(4) 予防接種

① 特定接種の位置付け

- ・特定接種は、特措法第 28 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項による予防接種とみなして、同法(第 26 条及び第 27 条を除く。)の規定を適用し実施します。
- ・特定接種のうち、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員については、恵庭市が実施主体として接種を実施します。

② 特定接種の準備

- ・国が実施する登録事業者の登録業務について、必要に応じて協力します。
- ・特措法第 28 条第 4 項の規定に基づき、国から労務又は施設の確保その他の必要な協力を求められた場合は協力します。
- ・業種を担当する府省庁が、特定接種の登録対象となる事業者の意向を確認し、対象事業者の希望リストを厚生労働省に報告する場合に必要なに応じて協力します。
- ・登録事業者は、必要に応じ市町村を通じ、厚生労働省へ登録申請するため、本市はその際に協力します。
- ・業種を担当する府省庁が、当該事業者の登録内容について確認を行う場合に必要に応じて協力します。
- ・特定接種の対象となり得る市職員については、本市が対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告します。
- ・登録事業者又は登録事業者が属する事業者団体ごとに特定接種の集団的接種体制を構築することが困難な場合には、必要に応じ業種を担当する府省庁等が行う事業者支援と接種体制構築に協力します。

③ 住民接種の位置付け

- ・住民接種は、全住民を対象とします(在留外国人を含む。)
- ・接種を実施する対象者は、市内に居住する者を原則とします。
なお、上記以外にも住民接種の対象者としては、本市に所在する医療機関に勤務する医療従事者及び入院中の患者等も想定します。

④ 住民接種の準備

- ・国及び道の協力を得ながら、特措法第 46 条又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づき、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築とともに、住民接種については、市を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図ります。
- ・住民接種については、厚生労働省及び北海道の協力を得ながら、全住民が速やかに接種することができるよう、未発生期から体制の構築を図ります
- ・あらかじめワクチン需要量を算出しておく等、住民接種のシミュレーションを行います。
- ・住民接種に関する実施要領を参考に地域の実情に応じてあらかじめ接種の開始日、接種会場等を通知する方法、予約窓口を活用し住民からの予約を受け付ける方法等の手順を計画しておきます。

- ・円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市町村以外の市町村における接種を可能にするよう努めます。
- ・速やかに住民接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努めます。
- ・未発生期の段階から、ワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等に留意し、市医師会等と連携の上、接種体制を構築します。
 - a. 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
 - b. 接種場所の確保（医療機関、保健所、保健センター、学校等）
 - c. 接種に要する器具等の確保
 - d. 接種に関する市民への周知方法（接種券の取扱い、予約方法等）
- ・接種のための会場について、地域の実情に応じつつ、人口 1 万人に 1 か所程度の接種会場を設けます。
- ・会場については、保健センター、学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託することにより、接種会場を確保します。
- ・各会場において集団的接種を実施できるよう予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する器具（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保します。

※特措法第 28 条は 12 ページ、第 46 条は 20 ページ、予防接種法第 6 条は 21 ページを参照願います。

(5) 医療

① 地域医療体制の整備

- ・地域医療体制の整備に向け、国や道等から各種対策等の実施に係る協力要請等が行われたときは、その要請に応じ適宜協力します。

② 帰国者・接触者相談センター等

- ・道は、国からの要請を受け、関係機関・団体等との協力を得ながら、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来等の設置の準備を進めることから、これらの情報収集に努め、市民周知に向けた準備を進めます。

(6) 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

① 業務計画等の策定

- ・新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を策定する等十分な事前の準備を行うよう業務計画等を策定するなど、事前の準備を行います。

② 要援護者への生活支援

- ・地域感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪

問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について、国からの要請に対応し、道と連携し要援護者の把握とともにその具体的手続きをあらかじめ決めておきます。

③火葬能力等の把握

・道が火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握・検討する際に連携します。また、道が火葬又は埋葬を円滑に行うための体制整備を行う際にも連携します。

④物資及び資材の備蓄等

・新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材の備蓄や施設及び設備の整備等に努めます。

◎市町村は、最も住民に近い行政主体であり、地域住民を支援する責務を有することから、住民に対する情報提供を行い、新型インフルエンザ等対策に関する意識啓発を図るとともに、新型インフルエンザ等の流行により孤立化し、生活に支障を来すおそれがある世帯(高齢者世帯、障害者世帯等)への具体的な支援体制の整備を進めることとします。

海外発生期

ア 状態

- ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態です。
- ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態です。
- ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況です。

イ 目的

- ・道に協力し、新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、国内発生の遅延と早期発見に努めます。
- ・国内発生に備えて体制の整備を行います。

ウ 対策の考え方

- ・新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報が無い場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、道と連携しながら強力な措置をとることとします。
- ・対策の判断に役立てるため、国や道等を通じて、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行います。
- ・海外での発生状況について注意喚起するとともに、国内発生に備え、国内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促します。
- ・市民生活および地域経済の安定のための準備、予防接種の準備等、国内発生に備えた体制整備を急ぎます。

(1)実施体制

①体制強化等

- ・海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、国や道の動向を見極めながら必要な情報収集に努めるとともに、必要に応じ、庁議等平時における会議体の枠組みを通じて、情報の集約・共有・分析を行い、初動体制等について協議します。
- ・政府対策本部及び道対策本部が設置されたときは、特措法に基づかない任意の対策本部の設置を検討するなど、必要な対応について協議します。

②基本的処理方針

- ・国が感染拡大防止対策等に関する基本的処理方針を決定した場合は、市においても、速やかに国の方針に従った対処方針を決定します。
- また、国が病原体の特性、感染拡大の状況等に応じ、基本的対処方針を変更した場合も、国に準じ、必要な措置を講じます。

(2) 情報提供・共有

① 情報提供

- ・国や道等が発信する情報を入手するとともに、市民に対して、海外での発生状況、現在の対策、国内発生した場合に必要な対策等を、市ホームページ等の各種媒体を活用し、できる限りリアルタイムで市民に情報提供し、注意喚起を行います。
- ・情報入手が困難なことが予想される外国人や視聴覚障害者等の情報弱者に対しても、受取手に応じた情報提供手段を講じます。

② 情報共有

- ・国や道、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行います。

③ 相談窓口の設置

- ・国の要請に基づき、保健センターに市民からの一般的な問い合わせや疾患に関する相談、生活相談等広範な内容に対応できる相談窓口を設置し、国が作成するQ&A等を参考としながら、適切な情報提供に努めます。また、国内や道内での発生状況を見極めながら、状況の変化に応じた Q&A の改訂版の配布を国から受け、適切な情報提供ができるよう体制の充実・強化を図ります。

(3) まん延防止に関する措置

① 感染対策の実施

- ・市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策を実践するよう促します。

② 濃厚接触者対応

- ・国や道と連携し、国内や道内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく、患者への対応(治療・入院措置等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等)の準備を進めます。

③ 水際対策への協力

- ・未発生期に引き続き、国が実施する検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、道や他の市町村、その他関係機関との連携を強化します。

(4) 予防接種

① 特定接種の実施

・国が実施する特定接種に協力するとともに、国が特定接種の実施を決定したときは、市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行います。

② 特定接種の広報・相談

・具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口の連絡先など、接種に必要な情報を提供します。

③ 住民接種の準備

・国が、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、特措法第 46 条に基づく住民に対する予防接種又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種の準備を開始したときには、国と連携して、接種体制の準備を行います。

※以下の a～g では、予防接種法第 6 条第 3 項に基づいて実施する接種（新臨時接種）に係る対策の詳細を記載します。

a. 接種の実施に当たり、国及び道と連携して、保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、市内に居住する者を対象に集団的接種を行います。

b. 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等による周知や接種会場での掲示等による注意喚起などにより、接種会場における感染対策を図ります。

c. 基礎疾患を有し医療機関に通院中の医学的ハイリスク者に関しては、通院中の医療機関から発行された「優先接種対象者証明書」を持参した上で、集団的接種を実施する会場において接種することを原則とします。なお、状況によっては、通院中の医療機関において接種することも想定します。

d. 医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、集団的接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行うことに留意します。

e. ワクチンの大部分が 10ml 等の大きな単位のバイアルで供給されることを踏まえ、通院する医療機関において接種する場合であっても、原則として集団的接種を行うため、原則として 100 人以上を単位として接種体制を構築します。

なお、1ml 等の小さな単位のバイアルの流通状況等によっては、医学的ハイリスク者に対し、通院中の医療機関において、必ずしも集団的接種によらず接種を行うことも想定します。

f. 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行います。

ただし、在宅医療を受療中の患者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も想定します。

g. 社会福祉施設等に入所中の者については、基本的に当該社会福祉施設等において集団的接種を行います。

②住民接種の広報・相談

- ・予防接種の実施主体として、相談窓口において市民からの基本的な相談に応じます。
- ・病原性の高くない新型インフルエンザ等に対して行う予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種については、個人の意思に基づく接種であり、市としてはワクチン接種のための機会を確保するとともに、接種を勧奨し、必要な情報の積極的な提供に努めます。

③住民接種の有効性・安全性に係る調査

- ・予防接種を実施する医療機関に対しては、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を配布します。

(5)医療

①地域医療体制の整備

- ・未発生期に引き続き、地域医療体制の整備に向け、国や道等から各種対策等の実施に係る協力要請等が行われたときは、その要請に応じ適宜協力します。

②帰国者・接触者相談センター等の周知

- ・発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、道が設置する帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知します。

③救急搬送体制の整備

- ・道等と連携し、新型インフルエンザ等の救急患者の搬送体制の整備を図ります。

(6)市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

①要援護者対策

- ・新型インフルエンザ等の発生後、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことや流行の状況、動向等の情報について、可能な限り早期に要援護者や協力者に提供するよう努めます。

②遺体の火葬・安置

- ・国から道を通じて行われる、「火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う」旨の要請があった場合は、施設等の確保に向け対応します。
- ・遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めます。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うための準備を進めます。

国内発生早期

ア 状態

- ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態です。
- ・国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性があります。

（地域未発生期）

道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態です。

（地域発生早期）

道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態です。

イ 目的

- ・国内での感染拡大をできる限り抑えます。
- ・患者に適切な医療を提供します。
- ・感染拡大に備えた体制の整備を行います。

ウ 対策の考え方

- ・感染拡大を止めることは困難ですが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行います。国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行ったときは、積極的な感染拡大防止策等を講じます。
- ・医療体制や感染拡大防止策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行います。
- ・国内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び地域経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぎます。
- ・住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施します。

(1) 実施体制

① 対策本部

- ・国において緊急事態宣言が行われたときは、特措法に基づく対策本部を設置し、道と連携・協力しながら緊急事態に係る対策を実施しますが、緊急事態宣言が行われていないときであっても、任意の対策本部を設置して緊急事態に係る対策を実施します。

② 基本的対処方針

- ・国内発生早期に移行し、国が感染拡大防止策等に関する基本的対処方針を変更した場合は、速やかに国の方針に沿った対処方針を決定します。

③ 行政サービスの維持

- ・市職員の欠勤状況を把握するなど、業務継続計画に基づき、必要最小限の行政サービスを維持するよう努めます。

(2) 情報提供・共有

① 情報提供

- ・海外発生期に引き続き、国や道等が発信する情報を入手するとともに、市民に対して、国内での発生状況、現在の具体的な対策等を、市ホームページ等の各種媒体を活用し、できる限りリアルタイムで市民に情報提供し、注意喚起を行います。
- ・海外発生期に引き続き、情報入手が困難なことが予想される外国人や視聴覚障害者等の情報弱者に対しても、受取手に応じた情報提供手段を講じます。
- ・個人一人ひとりがかかるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知します。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供します。

② 情報共有

- ・海外発生期に引き続き、国や道、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行います。

③ 相談窓口の充実・強化

- ・状況の変化に応じた Q&A の改訂版の配布を国から受け、相談窓口において適切な情報提供ができるよう窓口体制の充実・強化を図ります。

(3) まん延防止に関する措置

① 感染対策の実施

- ・市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等の実施を勧奨します。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請します。
- ・事業者に対し、職場における感染予防策の徹底を要請します。
- ・ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請します。
- ・道と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請します。
- ・道と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住又は利用する施設等における感染対策を強化するよう要請します。

② 濃厚接触者対応

- ・国や道と連携し、地域発生早期となった場合には、感染症法に基づき、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）などの措置を行います。

③水際対策への協力

- ・海外発生期に引き続き、国が実施する検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、道や他の市町村、その他関係機関との連携を強化します。

(4) 予防接種

<緊急事態宣言がされていない場合の措置>

①特定接種の実施

- ・海外発生期に引き続き、国が実施する特定接種に協力するとともに、国が特定接種の実施を決定したときは、市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行います。

②特定接種の広報・相談

- ・海外発生期に引き続き、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口の連絡先など、接種に必要な情報を提供します。

③住民接種の実施

- ・パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の期間を要しますが、供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、予防接種法第 6 条第 3 項に規定する接種(新臨時接種)を開始するとともに、その接種に関する情報提供を開始します。

※予防接種法第 6 条第 3 項に基づいて実施する接種(新臨時接種)に係る対策の詳細は、34 ページを参照願います。

<緊急事態宣言がされている場合の措置>

①住民接種の実施

- ・基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施します。

※以下のa～gでは、特措法第 46 条の規定に基づいて実施する「住民に対する予防接種」に係る対策の詳細を記載します。

- a. 接種の実施に当たり、国及び道と連携して、保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、市内に居住する者を対象に集団的接種を行います。
- b. 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適切な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等による周知や接種会場での掲示等による注意喚起などにより、接種会場における感染対策を図ります。
- c. 基礎疾患を有し医療機関に通院中の医学的ハイリスク者に関しては、通院中の医療機関から発行された「優先接種対象者証明書」を持参した上で、集団的接種を実施する会場において接種することを原則とします。なお、状況によっては、通院中の医療機関において接種することも想定します。

d. 医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、集団的接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行うことに留意します。

e. ワクチンの大部分が 10ml 等の大きな単位のバイアルで供給されることを踏まえ、通院する医療機関において接種する場合であっても、原則として集団的接種を行うため、原則として 100 人以上を単位として接種体制を構築します。

なお、1ml 等の小さな単位のバイアルの流通状況等によっては、医学的ハイリスク者に対し、通院中の医療機関において、必ずしも集団的接種によらず接種を行うことも想定します。

f. 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行います。ただし、在宅医療を受療中の患者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も想定します。

g. 社会福祉施設等に入所中の者については、基本的に当該社会福祉施設等において集団的接種を行います。

②住民接種の広報・相談

・病原性の高い新型インフルエンザ等に対して行う特措法第 46 条の規定に基づく住民に対する予防接種は、新型インフルエンザ等に対する不安が極めて高まっている中で緊急に接種を実施するものであることを踏まえ、接種の目的や優先接種の意義等、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、具体的な接種スケジュールや接種場所、接種方法、相談窓口の連絡先など、分かりやすく周知します。

(5) 医療

①地域医療体制の整備

・海外発生期に引き続き、地域医療体制の整備に向け、国や道等から各種対策等の実施に係る協力要請等が行われたときは、その要請に応じ適宜協力します。

②帰国者・接触者相談センター等の周知

・発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、道が設置する帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう勧奨します。

③救急搬送体制の整備

・道等と連携し、新型インフルエンザ等の救急患者の搬送体制を整備します。

(6)市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

①要援護者対策

- ・国内や道内での発生状況を見極めながら、以下のとおり要援護者対策を実施します。
 - a.食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、行動計画に基づき、住民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配付等を行います。
 - b.新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、国及び道と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行います。

②遺体の火葬・安置

- ・火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等を確保します。併せて遺体の保存作業に必要となる人員等を確保します。
- ・遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めます。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行います。

<緊急事態宣言がされている場合の措置>

※緊急事態宣言がされている場合は、以下の対策を併せて実施します。

①水の安定供給

- ・ライフラインである水道水を、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態においても安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。

②生活関連物資等の価格の安定等

- ・市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行います。また、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。

国内感染期

ア 状態

- ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態です。
- ・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含みます。
- ・国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性があります。
 - (地域未発生期)
道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態です。
 - (地域発生早期)
道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態です。
 - (地域感染期)
道内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態(感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む)です。

イ 目的

- ・医療体制を維持します。
- ・健康被害を最小限に抑えます。
- ・市民生活及び地域経済への影響を最小限に抑えます。

ウ 対策の考え方

- ・感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替えます。
- ・地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、道と連携しながら、市として実施すべき対策の判断を行います。
- ・状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、市民への積極的な情報提供を行います。
- ・流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減します。
- ・医療体制を維持するため、道の対策に協力し、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめるよう努めます。
- ・欠勤者の増大が予測されますが、市民生活・地域経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続するよう努めます。また、その他の社会活動をできる限り継続するよう努めます。
- ・受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施します。
- ・状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図ります。

(1)実施体制

①対策本部

・国内発生早期に引き続き、対策本部を設置し、道と連携・協力しながら緊急事態に係る対策を実施します。

②基本的対処方針

・国が決定した基本的対処方針を踏まえ、感染期における対策等の基本的対処方針を決定します。

③行政サービスの維持

・市職員の欠勤状況を把握するなど、業務継続計画に基づき、必要最小限の行政サービスを維持する執務体制を敷きます。

④応援等の要請

・新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合は、特措法の規定に基づく道による代行、道又は他の市町村による応援等の措置を要請します。

(2)情報提供・共有

①情報提供

・国や道等が発信する情報を入手するとともに、市民に対して、市内での発生状況、現在の具体的な対策等を、市ホームページ等の各種媒体を活用し、できる限りリアルタイムで市民に情報提供し、強く注意喚起を行います。

・情報入手が困難なことが予想される外国人や視聴覚障害者等の情報弱者に対しても、受取手に応じた情報を提供します。

・個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、道内の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供します。

②情報共有

・国や道、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を更に強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を強化します。

③相談窓口の充実・強化

・国内発生早期に引き続き、相談窓口において適切な情報提供ができるよう窓口体制の充実・強化を図ります。

(3)まん延防止に関する措置

①感染対策の実施

- ・市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等の実施を勧奨します。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を強く要請します。
- ・事業者に対し、職場における感染予防策の徹底を強く要請します。
- ・ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に強く要請します。
- ・道と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう強く要請します。
- ・道と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住又は利用する施設等における感染対策を強化徹底するよう強く要請します。

②濃厚接触者対応

- ・国や道と連携し、地域感染期となった場合には、感染症法に基づき、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）などの措置を引き続き行います。

③水際対策への協力

- ・国が実施する検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、道や他の市町村、その他関係機関との連携を更に強化します。

(4)予防接種

<緊急事態宣言がされていない場合の措置>

①特定接種の実施

- ・国内発生早期に引き続き、国が実施する特定接種に協力するとともに、国が特定接種の実施を決定したときは、市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本的に、本人の同意を得て特定接種を行います。

②特定接種の広報・相談

- ・国内発生早期に引き続き、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口の連絡先など、接種に必要な情報を提供します。

③住民接種の実施

- ・国内発生早期に引き続き、予防接種法第6条第3項に規定する接種（新臨時接種）を実施するとともに、その接種に関する情報提供を実施します。

※予防接種法第6条第3項に基づいて実施する接種（新臨時接種）に係る対策の詳細は、34ページを参照願います。

<緊急事態宣言がされている場合の措置>

①住民接種の実施

・国内発生早期に引き続き、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施します。

※特措法第 46 条の規定に基づいて実施する「住民に対する予防接種」に係る対策の詳細は、38 ページを参照願います。

②住民接種の広報・相談

・病原性の高い新型インフルエンザ等に対して行う特措法第 46 条の規定に基づく住民に対する予防接種は、新型インフルエンザ等に対する不安が極めて高まっている中で緊急に接種を実施するものであることを踏まえ、接種の目的や優先接種の意義等、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、具体的な接種スケジュールや接種場所、接種方法、相談窓口の連絡先など、国内発生早期に引き続き、分かりやすく周知します。

(5) 医療

①地域医療体制の整備

・国内発生早期に引き続き、地域医療体制の整備に向け、国や道等から各種対策等の実施に係る協力要請等が行われたときは、その要請に応じ適宜協力します。

②地域未発生期、地域発生早期における対応

・道は、必要が生じた際には、感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、関係機関・団体等と調整のうえ、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制とすることから、協力要請等が行われたときは、その要請に応じ適宜協力します。

③地域感染期における対応

・道は、帰国者・接触者外来及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、関係機関・団体等と調整のうえ、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療が行われるよう努めることから、道と調整の上、病診連携を始め、医療機関の連携を図り、地域全体で医療体制が確保されるよう協力します。

・道は、入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知することから、必要に応じ適宜協力します。

④救急搬送の実施

・道等と連携し、新型インフルエンザ等の救急患者の搬送を行います。

⑤在宅で療養する患者への支援

・患者や医療機関等から要請があった場合には、道と連携し、関係団体の協力を得ながら、在宅で療養する患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行います。

⑥臨時の医療施設

・道は、緊急事態宣言がされている場合には、国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供するよう努めることから、情報の収集と市民への周知に努め、地域医療が円滑に機能するよう対応します。

(6)市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

①要援護者対策

・国内発生早期に引き続き、以下のとおり要援護者対策を実施します。

- a.食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、行動計画に基づき、住民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配付等を行います。
- b.新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、国及び道と連携し、必要な支援(見回り、食事の提供、医療機関への移送)を行います。

②遺体の火葬・安置

・国内発生早期に引き続き、以下のとおり遺体の火葬・安置に係る対策を実施します。

- a.火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等を確保します。併せて遺体の保存作業に必要となる人員等を確保します。
- b.遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めます。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行います。

<緊急事態宣言がされている場合の措置>

※緊急事態宣言がされている場合は、以下の対策を併せて実施します。

①水の安定供給

・国内発生早期に引き続き、ライフラインである水道水を、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態においても安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。

②生活関連物資等の価格の安定等

・市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、市内未発生期に引き続き、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を強く行います。

- ・生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。
- ・生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、国及び道と連携しながら、適切な措置を講じます。

③要援護者対策

- ・国から、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う旨の要請があったときは、その要請に応じ対応します。

小康期

ア 状態

- ・新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態です。
- ・大流行はいったん終息している状況です。

イ 目的

- ・市民生活及び地域経済の回復を図り、流行の第二波に備えます。

ウ 対策の考え方

- ・第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図ります。
- ・第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供します。
- ・情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努めます。
- ・第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進めます。

(1)実施体制

①措置の縮小・中止

- ・市内での状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合は、適宜市内感染期に講じた対策の縮小・中止を判断します。

②基本的対処方針の変更

- ・道は、国が小康期に入ったことにより基本的対処方針を変更した場合は、速やかに国の方針に沿った対処方針を決定することから、市としても国及び道に準じ、基本的対処方針を変更します。

③市対策本部の廃止

- ・政府が緊急事態解除宣言を行ったときは、速やかに市対策本部を廃止します。

④対策の評価・見直し

- ・これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、行動計画等の見直しを行います。

(2)情報提供・共有

①情報提供

- ・市民に対し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供します。
- ・相談窓口寄せられた問い合わせ等の各種情報をとりまとめ、情報提供のあり方を評価し、見直しを行います。

②情報共有

- ・国や道、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、国から第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針の伝達を受けるとともに、現場の状況把握を行います。

③相談窓口体制の縮小

- ・状況を見ながら、国の要請に基づき、相談窓口の体制を縮小します。

(3)まん延防止に関する措置

①感染対策の縮小・中止

- ・市民、事業所、福祉施設等に対する感染対策等の勧奨や要請を解除し、事業再開等の時期を周知します。
- ・学校・保育施設等における臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)の要請を解除し、再開等の時期を周知します。
- ・道と連携し、公共交通機関等に対する感染対策の要請を解除します。
- ・道と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住又は利用する施設等における感染対策を解除します。
- ・資器材や物品等の点検・在庫確認等を行い、必要に応じて修理や補充等を行います。

②濃厚接触者対策の縮小・中止

- ・濃厚接触者対策を縮小します。なお、市内での発生状況に基づき、濃厚接触者対策の中止を判断します。

(4)予防接種

<緊急事態宣言がされていない場合の措置>

①住民接種の実施

- ・流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進めます。

※予防接種法第6条第3項に基づいて実施する接種(新臨時接種)に係る対策の詳細は、34ページを参照願います。

②住民接種の有効性・安全性に係る調査

- ・予防接種を実施する医療機関に対しては、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を配布します。

<緊急事態宣言がされている場合の措置>

①住民接種の実施

- ・流行の第二波に備え、必要に応じ、国及び道と連携し特措法第46条の規定に基づく、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施します。

※特措法第46条の規定に基づいて実施する「住民に対する予防接種」に係る対策の詳細は、38ページを参照願います。

②住民接種の広報・相談

- ・特措法第 46 条の規定に基づく住民に対する予防接種は、病原性の高い新型インフルエンザ等に対して実施するものであることを踏まえ、流行の第二波に備える必要性など、接種の目的や優先接種の意義等、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、具体的な接種スケジュールや接種場所、接種方法、相談窓口の連絡先など、分かりやすく周知します。

(5)医療

①医療体制

- ・道は、国と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻すことから、道における対応に適宜協力します。

②緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・道は、国の方針に基づき、国内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止することから、道における対応に適宜協力します。

(6)市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

①要援護者対策

- ・国内感染期に引き続き、新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び道と連携し、必要な支援(見回り、食事の提供、医療機関への移送)を行います。

②市民・事業者への呼びかけ

- ・道と連携し、必要に応じ、市民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請します。

<緊急事態宣言がされている場合の措置>

○新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

- ・国、道と連携し、市内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止します。

(参考) 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

1. 概要

※これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られており、人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はありませんが、政府行動計画および道行動計画では、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておくこととしています。

市としても、行動計画の関連事項として政府行動計画および道行動計画に準じ、対策の概要を示すこととします。

2. 実施体制

①国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行い、必要に応じ、庁議等平時における会議体の枠組みを通じ、国の対策に準じて人への感染拡大防止対策に関する措置について協議・決定します。また、情報の集約・共有・分析にあたっては、関係部局が連携しながら効率的に行います。

②海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど WHO から情報発信が行われた場合には、必要に応じ、関係部局において、情報の集約・共有・分析を行い、状況等に応じ、国や道が行う水際対策に協力するとともに、市民への情報提供に関する措置について検討します。

3. サーベイランス・情報収集

ア 情報収集

道は、鳥インフルエンザに関する国内外の情報を収集することから、適宜協力するとともに、必要に応じ、情報の提供を求めます。

●情報収集源

- ・国の関係機関(内閣官房、厚生労働省、国立感染症研究所、検疫所等)
- ・国際機関(WHO、OIE、国連食糧農業機関(FAO)等)
- ・国立大学法人北海道大学:OIE リファレンスラボラトリー
- ・独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所
- ・都府県、市町村

イ 鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス

道は、道内における鳥インフルエンザウイルスの人への感染について、医師からの届出により全数を把握することから、必要に応じ、情報の提供を求めます。

4. 情報提供・共有

- ①国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合、国や道等と連携し、発生状況及び対策について、市民に積極的な情報提供を行います。
- ②海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど、WHOから情報発信が行われた場合には、国や道等から海外における発生状況、関係省庁における対応状況等について、情報収集を行い関係部局において情報を共有するとともに、市民に積極的な情報提供を行います。

5. 予防・まん延防止

ア 人への鳥インフルエンザの感染対策

- a.道は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOから情報発信が行われた場合、国が実施する水際対策に協力するとともに、道民への注意喚起を行うことから、市としても道から協力の要請があったときは、その要請に応じ適宜協力します。
- b.道は、検疫所から検疫法に基づく通知等を受けた場合には、必要な調査等を行うなど、道内における感染防止に努めることから、市としても道から協力の要請があったときは、その要請に応じ適宜協力します。

イ 疫学調査、感染対策

- a.道は、必要に応じ、国と連携し、積極的疫学調査を実施することから、市としても道から協力の要請があったときは、その要請に応じ適宜協力します。
- b.道は、国からの要請に基づき、疫学調査や接触者への対応（抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、自宅待機の依頼、有症時の対応指導等）、死亡例が出た場合の対応（感染防止の徹底等）等の実施に努めることから、市としても道から協力の要請があったときは、その要請に応じ適宜協力します。
- c.道は、鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる者（有症状者）に対し、国と連携して、自宅待機を依頼することから、市としても道から協力の要請があったときは、その要請に応じ適宜協力します。

ウ 家きん等への防疫対策

- ・道は、道内の家きんに高病原性及び低病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、次の対策を実施することから、市としても道から協力の要請があったときは、その要請に応じ適宜協力します。
 - I 国との連携を密にし、防疫指針に即した具体的な防疫措置（患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等）を行います。
 - II 殺処分羽数が大規模となる等、緊急に対応する必要があり、道による対応が困難である等やむを得ないと認められる場合には、自衛隊の部隊等による支援を要請します。
 - III 防疫措置に伴い、防疫実施地域における警戒活動等に協力します。

6. 医療

ア 国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合

- a. 道は、国の助言を受けながら、感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断が行われ、確定診断がされた場合に、適切な感染対策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療が行われるよう努めることから、市としても道から協力の要請があったときは、その要請に応じ適宜協力します。
- b. 道は、国からの要請に基づき、必要に応じ、患者の検体を国立感染症研究所へ送付し、亜型検査、遺伝子解析等を実施します。また、検査方法について、国から情報提供を受け、道立衛生研究所で実施できるよう努めることから、市としても道から協力の要請があったときは、その要請に応じ適宜協力します。
- c. 道は、国からの要請に基づき、感染症法の規定により鳥インフルエンザの患者（疑似症患者を含む。）について、入院その他の必要な措置を講じることから、市としても道から協力の要請があったときは、その要請に応じ適宜協力します。

イ 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど、WHO から情報発信が行われた場合

- ・道は、国からの要請に基づき、以下の措置を講じることから、市としても道から協力の要請があったときは、その要請に応じ適宜協力します。
 - I 海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）の情報について、国に情報提供するよう医療機関等に周知します。
 - II 発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について医療機関に周知します。

(参考) 恵庭市新型インフルエンザ等対策本部条例

◎恵庭市新型インフルエンザ等対策本部条例

[平成 25 年条例第 12 号]

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「法」という。)第37条において準用する法第26条の規定に基づき、恵庭市新型インフルエンザ等対策本部(以下「対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 恵庭市新型インフルエンザ等対策本部長(以下「本部長」という。)は、対策本部の事務を総括する。

2 恵庭市新型インフルエンザ等対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を補佐し、対策本部の事務を整理するほか、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 恵庭市新型インフルエンザ等対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議(以下この条において「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員、北海道の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行する。

【用語解説】

※アイウエオ順

○インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類されます。人に感染し、重い病気を起こすのはA型とB型です。

A型インフルエンザウイルスの表面には、赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）と呼ばれるタンパク質でできたトゲが突き出ています。この2つの糖蛋白の抗原性の組み合わせにより多くの型のウイルスが存在しており、様々な種類の型を「亜型」といい、いわゆる A/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指しています。

○家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥を指します。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されています。

○感染症指定医療機関

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のことをいいます。

＊特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

＊第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

＊第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

＊結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む）又は薬局。

○感染症病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されています。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床を指します。

○帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来のことをいい、都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定します。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替わります。

○帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センターのことをいいます。

○強毒性

重症化しやすく、致死率の高い新型インフルエンザが発生した場合。

○緊急事態宣言

国において、国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認めて特措法に基づき発する宣言のことです。

○抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤のことをいいます。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果があります。

○个人防护具（Personal Protective Equipment : PPE）

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいいます。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要があります。

○サーベイランス

見張り、監視制度という意味です。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味します。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともあります。

○指定届出機関

感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染

症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したものをいいます。

○弱毒性

重症化しにくく、致死率の低い新型インフルエンザが発生した場合。

○住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組ができたことから、緊急事態宣言が行われている場合には、特措法第 46 条に基づき、予防接種法第 6 条の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなります。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合には、予防接種法第 6 条第 3 項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなります。

○新型インフルエンザ

感染症法第 6 条第 7 項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされています。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがあります。

○新感染症

新感染症とは、感染症法第 6 条第 9 項において、人から人に伝染すると認められる疾病であり、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいいます。

○致死率（致命率 Case Fatality Rate）

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合を指します。

○特定接種

特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認め

るときに、臨時に行われる予防接種をいいます。

○鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症ですが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがあります。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされています。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されています。

○濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当）をいいます。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まりますが、例えば、患者と同居する家族等が想定されます。

○パンデミック

感染症の世界的大流行のことをいいます。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指します。

○パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチンのことをいいます。

○病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多いです。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現です。

○プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチンを指します。（現在、我が国では H5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造しています。）

○要援護者

- 恵庭市において、要援護者とは以下のとおりとします。
 - a.一人暮らしで介護ヘルパー等の介護等がなければ、日常生活（特に食事）が非常に困難な者
 - b.障害者のうち、一人暮らしで介護ヘルパーの介護や介助がなければ、日常生活が非常に困難な者
 - c.障害者又は高齢者のうち、一人暮らしで支援がなければ市等からの情報を正しく理解することができず、感染予防や感染時・流行期の対応が困難な者
 - d.その他、支援を希望する者（ただし、要援護者として認められる事情を有する者）

恵庭市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年6月30日

編集・発行 恵庭市保健福祉部保健課

〒061-1375 恵庭市南島松828番地3 恵庭市保健センター

電話 0123-37-4121

FAX 0123-37-5240

URL <http://www.city.eniwa.hokkaido.jp/>